

雇児発第763号
平成13年11月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童委員の活動要領の改正について

児童委員の活動については、昭和55年9月13日児発第721号厚生省児童家庭局長通知により示されているところであるが、本日付けで「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」が公布されたことを受けて、同通知の別記「児童委員の活動要領」を別添のとおり全面改正することとしたので、その周知方につき格段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

別添

児童委員の活動要領

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 行政機関の行う業務に対する協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室を含む。以下同じ。）、保健所、母子相談員等の関係機関の行う業務に積極的に協力する。

(2) 地域における活動の推進

児童、妊産婦の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく援助が進められるよう、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に処理する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童及び妊産婦等の人権について尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とし、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意し、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、その活動を通じて児童委員制度の周知を図り、地域住民の把握に努めるとともに、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、常時、担当地域における住民の生活実態等を的確に把握しておく。

(2) 具体的問題の把握

担当地域内の保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。

(3) 依頼された調査の処理

市町村長、児童相談所長等から調査を依頼された場合においては、的確かつ迅速に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(4) 記録とその活用

把握した問題、状況等を正確に記録し、その後の児童委員活動に利用するとともに、個人の秘密の保持に留意しつつ、地域の児童等の福祉を向上させ、また、児童委員の意識を高めるために、児童委員協議会内において具体的な事例研究として利用するなど、その活用を図る。なお、個別事例の正確な記録、伝達等のため、別添の児童票を参考とするものとする。

2 相談・援助

担当区域内的の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービスについて助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関に紹介する。

相談・援助の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と指導

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉年金、母子福祉貸付金、寡婦福祉貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して指導する。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、指導

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、関係機関の助言を得て、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービスについて助言する。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、指導上の参考資料を当該関係機関から得てそれに基づき指導する。

(4) 施設から退所した児童に対する指導

児童福祉施設に入所中の児童等が、その施設から退所するに当たって施設長又は児童相談所長から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に注意し、学校等と連絡を密にしてその保護、指導に努める。

(5) 里親（短期里親を含む。以下同じ。）及び保護受託者の開拓

里親及び保護受託者の開拓に努め、里親及び保護受託者を希望する者に対して、その居住地を管轄する児童相談所又は福祉事務所に申し込みをするよう助言するとともに、児童相談所長又は福祉事務所長から申込者の家庭の調査を依頼されたときは、これに協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ① 妊婦に対し、妊娠の届出をするよう助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。また、妊娠の届出等により交付される母子健康手帳の活用について助言する。
- ② 妊娠中毒症の重症化の予防及び乳幼児の死亡、障害発生の予防等のため、保健婦、助産婦等の訪問指導の制度について周知に努めるとともに、低体重児（体重2500グラム未満の乳児）が出生した場合の保健所に対する届出、未熟児養育医療制度の利用について助言する。
- ③ 市町村で実施する1歳6か月児及び3歳児やその他乳幼児に対する健康診査を受けるよう助言する。
- ④ 家族計画等について指導を受けるよう、受胎調節実地指導員の利用について助言する。

(7) 児童相談所業務についての助言

児童相談所は、養護、非行、障害、育成などの児童問題に関する相談・指導を行う機関であることから、積極的な利用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健全やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動への援助・協力

- ① 児童環境づくり基盤整備事業の児童環境づくり推進委員会、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議等、地域における健全育成関係の協議会等へ参画する。
- ② ボランティア活動、地域活動等への児童の参加を促進、支援する。

(2) 児童の健全育成を目的とする団体等への援助・協力

- ① 児童館等を拠点とする母親クラブ、親の会、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、それらの活動に対し援助・協力する。
- ② 子育てサークル、子供会指導者等、特に児童の健全育成に関心を持つ民間奉仕者（ボランティア）の組織的活動に対し援助・協力する。
- ③ 保育所等を拠点とした子育てネットワークづくりの促進のために必要な協力を行う。

(3) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助する。特に母子保健推進員の活動について協力し、妊産婦に対する健康診査等受診勧奨、各種相談支援等を行う。

(4) 児童文化財の健全化と地域環境の浄化

児童文化財の健全化を図るため、芸能、出版物、玩具等について都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。また、俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(5) 施設の設置促進等

児童の生活環境を向上させるため、児童館、児童遊園等の設置について地域住民、団体等と十分に話し合い、設置が必要と認められる場合には、その推進に協力するとともに、これらの施設の運営協議会等に積極的に参加し、地域の児童の健全育成に努める。

(6) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故による児童の死傷を防止するため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(7) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更正に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と認められる場合には、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

5 連絡通報

(1) 自ら発見した場合の連絡通報

担当地域内において次に掲げるような保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見したときは、その問題の所在、背景等を速やかに市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

担当地区内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市町村長に報告する。

① 保護を必要とする児童

ア 保護者のいない児童

イ 虐待、放任等により保護者に監護させることが著しく不相当と認められる児童

ウ 保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠けるところがあると認められ

る児童

エ 心身に障害のある児童

オ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童

② 入院助産を受けられない妊産婦

③ 母子生活支援施設による保護を必要とする母子家庭

④ 性行、環境に照らして売春を行うおそれのある児童

(2) 通告の仲介

要保護児童を発見した者から児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条に基づく福祉事務所又は児童相談所への通告の仲介を依頼されたときは、状況等を的確に把握し、速やかに当該通告を福祉事務所又は児童相談所に仲介する。通告の受付時には、別添の要保護児童通告受付票を参考にして、通告の内容を正確に聴取し記録するとともに、福祉事務所又は児童相談所に当該通告を仲介する際は、併せて通告の内容を記載した要保護児童通告受付票の写しを福祉事務所又は児童相談所に送付する。なお、要保護児童通告受付票に掲げる事項のすべてが聴取できない場合であっても、速やかに福祉事務所又は児童相談所への通告の仲介を行う。

また、通告者のプライバシーについては、その保護に留意する。特に、匿名通告の場合には、通告者のプライバシーの保護をていねいに説明して、氏名、住所、連絡先等を教えてもらうように努力する。

なお、法第25条に基づく通告ではない情報提供があった場合については、更に具体的問題の把握に努め、保護を必要とする児童であるときは、速やかに自ら通告を行うなどの対応をとる。

6 児童虐待への取組

児童虐待に関しては、地域において重要な役割を担っている旨を認識し、適切な活動を行うように努める。

(1) 予防

子育て中の母親等の身近な相談者、聞き役、支え役として、地域の子育て支援活動への参加・協力等により、児童虐待を防止する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合には、法第25条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、法第29条、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第9条に基づく立入調査の要請があった場合には、児童相談所と協力の上、実施すること。

(3) 再発防止

児童相談所、福祉事務所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設、施設の退所後等についても、地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

第3 主任児童委員の活動

1 関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について区域を担当する児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、市区町村、児童相談所、福祉事務所等の行政機関からの個別事例にかかる調査・指導等の依頼については、原則として区域を担当する児童委員に対して行われるので、必要に応じて協力・援助するものであること。

2 区域を担当する児童委員への協力・援助

地域における児童健全育成活動や母子保健活動の推進に関しては、関係機関、特に、児童館活動や母親クラブ活動等の関係者と密接に連携し、健やかに子どもを生育する環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、区域を担当する児童委員と一体となって積極的に活動する。

また、個別事例を扱う必要がある場合については、区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものとする。

3 意見具申

児童の権利が著しく侵害されていたり、侵害されていると思われる場合や児童の健全育成にとって好ましくない環境があると思われる場合等について、関係行政機関等への連絡通報や意見具申を行う。

4 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯の指導援助等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な指導援助等を要請し、自らは個別世帯の指導援助等を行わないことを原則とする。

従って、生活福祉資金貸付業務や高齢者世帯への訪問活動等を行わないものである。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともにその活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

(別 添)

No. _____

 児 童 票
(児 童 委 員 用)

I ケース処理開始の状況

受付経路	1 発見 2 その他 ()	開 始 年 月 日	平成 年 月 日
申請者 氏 名		児童との 関係又は 続 柄	
連絡先	TEL () 番		

II 児童・家族の状況

氏 名			現住所	都道市町 郡 番地
ふりがな	-----			府県区村 番 TEL ()
出 生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	就 学 等 の 状 況	就学中 (校 年) 就労中 () その他 ()	
保 護 者 氏 名	(児童との続柄:)		保 護 者 の 住 所	都道市町 郡 番地 府県区村 番 TEL ()
家 族 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	備 考
		歳		

ケースの概要

記

録

最終処理先

- 1 市区町村 2 児童相談所
3 福祉事務所 4 保健所 5 警察
6 学校 7 その他 ()

最終年月日

平成 年 月 日

児 童 票 記 入 上 の 注 意

- 1 取扱い1件について1票を使用すること。
- 2 児童委員の取り扱う内容は、個人の秘密にわたるので記載事項が洩れることのないよう特に留意すること。
- 3 「No.」は、例えば13年度の第1号を13-1のように略号で記入すること。
- 4 「ケース処理開始の状況」は、下記を参照すること。
 - (イ) 「受付経路」は該当する番号を○で囲み、「その他」のカッコ内は、例えば、児童相談所長、福祉事務所長からの調査の依頼があった場合は、「児相」、「福祉」のように記入すること。
 - (ロ) 「連絡先」は、例えば市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉施設、学校、警察署、児童福祉司、社会福祉主事、母子相談員、婦人相談員、保護司等ケースを処理するに当たっての連絡先を記入すること。
- 5 「ケースの概要」には、住居、収入等の状況及び家族の状況についても要約して記入するとともに、ケースに関して児童委員として気付いた意見等を記入すること。
- 6 「記録」は、日付を入れ要約して記入すること。指導を継続する場合には、本票に別の用紙を続けて、それに記入すること。
- 7 「最終処理先」は最終処理をした先を○で囲むこと

要保護児童通告受付票

児童委員 ()

受付年月日	平成 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
通告者	氏 名	匿名希望
	住 所	TEL ()
	関 係	家族・親族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・市町村保健センター・その他
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談
	調査協力	調査協力(諾・否) 福祉事務所又は児童相談所からの連絡(諾・否)
要保護児童	ふりがな氏名	
	就学状況等	未就学・保・幼・小・中・高校 (歳くらい) 男 ・ 女
保護者	ふりがな氏名	
	職 業	
	住 所	TEL ()
保護すべき児童状況等 (注)		
情報源と保護者の了解	・ 通告者は 実際目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・ 通告者は 関係者 () から聞いた ・ 保護者は この通告を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)	
通告者への対応		
仲介(通告)年月日	平成 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
仲介(通告)先	・ 福祉事務所 担当者 () ・ 児童相談所 担当者 ()	

注：保護されるべき児童の状況等の欄には、保護者の様子及び児童の様子を記入すること。なお、児童虐待が疑われる場合は、できる限り「いつから」、「誰によって」、「どうされたか」、「頻度は」、「現在の状況」、「児童は今どこにいるか」といった事項についても記入すること。

雇児発第764号
平成13年12月3日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法の一部を改正する法律（児童委員に係る改正部分）等の施行について

第153回臨時国会において児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）が成立し、平成13年11月30日に公布され、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の児童委員に係る改正部分については、12月1日より施行されたところである。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御留意の上、改正法の施行に遺憾のないようにするとともに、適宜、関係市町村への周知等を図られたい。

また、法改正に伴い、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第216号）が、11月30日公布され、12月1日より施行されたところであるので、御留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 児童福祉法の一部を改正する法律について（児童委員関係）

1 改正の趣旨

今般、児童虐待等の問題が増加するなど、児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるような環境を整備するため、児童委員の職務の明確化、主任児童委員の法定化及びその資質の向上等を図ることなどにより、児童委員活動の活性化を図るための所要の改正が行われたところであること。

2 改正の内容

(1) 児童委員の職務の明確化について（法第12条の2第1項）

従来から、規定されていた職務に加え、地域における子育て支援の推進の観点から、新たに児童福祉施設、NPO、社会福祉法人、子育てサークルなど、児童の健やかな育成活動を行う者と連携し、またこれらの者を支援することや、地域における子育て支援活動への積極的な参加を促すための健全育成の気運の醸成等に携わることにより、児童福祉に関してさらに幅広く総合的な活動を行うこととされたこと。

(2) 主任児童委員の法定化について

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う者である児童委員への期待の高まりを背景に、平成5年3月31日児発第283号厚生省児童家庭局長、厚生省社会・援護局長通知「主任児童委員の設置について」により、主任児童委員が児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、新たに設置され、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図るものとされた。

今般、児童虐待等の問題が増加するなど、児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、主任児童委員の活動の一層の活性化を図ることを目的に、主任児童委員を法律上明確に位置付けられたこと。その身分については、厚生労働大臣の指名とされ（法第12条第3項及び第4項）、また、その職務については、児童の福祉に関する機関と区域担当の児童委員との連絡調整を行うとともに児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされたこと（法第12条の2第2項）。

(3) 児童委員の研修について（法第13条の2）

近年、児童虐待など児童に関する様々な問題が増加していることから、これらの問題に適切に対処ができるよう、実践的な研修等を実施することにより、児童委員活動の強化及び資質の向上を図ることが必要とされている。このような観点から、都道府県、指定都市及び中核市において研修についての計画を作成するとともに、これに基づき研修を実施しなければならないこととされたこと。

3 改正内容の周知徹底について

貴職におかれては、地域で児童委員が円滑に活動を行えるよう、各地域における児童委員の活動等について広報誌やインターネット等あらゆる機会を活用し、積極的に広報するとともに、児童委員に対しても児童委員自らが、地域においてその活動内容の周知を行うよう徹底されたい。

第2 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令について（厚生労働省組織規則第71条第1項第17号）

主任児童委員の指名に関する事務を地方厚生局に委任するため、地方厚生局保健福祉課の所掌事務に「主任児童委員の指名に関すること」を追加することとしたこと。

雇 児 育 発 第 1 1 4 号
平 成 1 3 年 1 2 月 2 0 日

都道府県
各 指定都市 } 民生主管部（局）長 殿
中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

放課後児童健全育成事業の対象児童について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進については、かねてより特段の御高配を煩わしているところであります。

さて、本年7月、「仕事と子育ての両立支援策について」が閣議決定されたことから、放課後児童の受入れ体制のより一層の充実を図ることとしているところでありますが、その対象児童については、下記の事項にご留意のうえ、貴管内市区町村等に対し、周知徹底方特段のご配慮をお願いします。

記

本事業の対象となる児童については、平成10年4月9日児発第294号厚生省児童家庭局長通知「放課後児童健全育成事業実施要綱」の「3 対象児童について」により定め、原則として、小学校低学年児童（1年生から3年生）としているところであり、放課後児童のおかれている実情を勘案し、小学校（盲・聾・養護学校も含む。）に就学している4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい。

また、新たに施設を設置する必要がある場合は、児童館、子育て支援のための拠点施設を整備する等、その取組みについて、一層の推進を図られたい。